東京都北区議会

平成 19 年第3回定例会で可決した意見書・決議

- ・ 割賦販売法の抜本的改正を求める意見書
- 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 原爆症認定基準の抜本的改善を早期に求める意見書
- ・中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書
- 高齢者の税負担軽減に関する意見書
- 障害者自立支援法の改正に関する意見書
- ・ いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書
- 都営住宅等の新たな整備推進計画の策定を求める意見書
- 都市再生機構の整理・合理化に関する意見書
- 第31回オリンピック競技大会並びにパラリンピック競技大会の東京招致に関する決議

.賦販売法の抜本的改正を求める意見書

な与信ないし過剰与信が行われるケースが多く生じており、いる。一方、悪質な販売業者に利用されるケースや高齢者等 悪質な販売業者に利用されるケースや高齢者等の社会的弱者に対する不適正契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及して 社会問題化 している。

抱え、その救済が十分こなされよいよう、ハー・引き、引・詐欺的な勧誘が行われ、クレジット会社の安易な与信の結果、引・詐欺的な勧誘が行われ、クレジット会社の安易な与信の結果、 に不利益をもたらしている。 を助長する不適正な与信は、クレジットシステムに対する社会的信用を低下させ、消費者抱え、その救済が十分になされないなど多くの問題が発生している。このような悪質商法 特に訪問販売等による個品割賦購入のクレジット契約において、高齢者等を狙 。) 消費者は過剰な債務を消費者は過剰な債務を

けた審議を進めている。今回の改正では、消費者に対する安心・安全なクレジット契約を為を助長するような不適正与信を排除し、過剰与信を防止するなど割賦販売法の改正に向経済産業省の産業構造審議会では、このような被害を防止するため、悪質な勧誘販売行 提供するため、 クレジット会社の責任で被害の防止と取引の適正化を実現することが 必要

するよう強く求める。 よって、本区議会は国会及び政府に対し、 割賦販売法の改正にあたり、 左記事項を実現

クレジット会社 顧客 の支払能力を超えるクレジット 契約を提供 しな いように、 具

義務を含むクレジット会社 を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除となるときは、既払金、クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。 の民事共同責任を規定すること。 一の返還加盟店

ことにより、 一回から二回払いのクレジット契約を適用対象に含め、 原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。 政令指定商品制 を廃 止 する

書面交付義務及び 『面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。個品方式のクレジット事業者(契約書型クレジット)について、 リング・オフ制度を規定すること。 登録制を設け、 契約

地方自治法第九十九条の規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 正 光

経済産業大臣 内閣総理大臣 歳 議 院 議 長 甘福江河 利田田野 康五洋 明夫月平 殿殿殿殿

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

をなすものである。 要な制度として、 義務教育費国庫負担 中学校等に必要な数の教職員を確保し、 良好な教育環境が整備され保たれている。 わが国 本制度により、 制 度は の教育の 教育 発展に大きな役割を果たし \mathcal{O} 地方の財政力に左右されることなく全国すべて 機会均等とそ 教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなく \mathcal{O} 水準の維持向上を図る上 ており、 現行教育制 一で極 度 \mathcal{O} \mathcal{O} 8 根幹 公立 て重

学校教育を円滑に推進する上で極めて重要な役割を果たしており、 できない基幹職員である。 学校教育は、多くの職種の職員が協力し合って成立している。 事務職員及び栄養職員 学校運営上欠くことの Ŕ

的に担保しているのは、 境を維持することが困難となり、 ると言わざるを得ない。義務教育の確保は、 国の財政的な保障が担保されなければ、 義務教育費国庫負担金である。 憲法や教育基本法が保障する義務教育制度の理念に反す 教育条件の地域格差をもたら 国の責任で行わ れるべきであり、これを実質 Ļ 良好な教育環

るものである。 よって、 い手である子どもたちの健全な育成のため、 本区議会は政府に対し、 教育に対する費用の安定的確保を図 義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求め り、 二十一世紀 \mathcal{O}

地方自治法第九十九条の規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

総務大臣 増田寛也殿内閣総理大臣 福田康夫殿

文部科学大臣 渡海 紀三朗 殿財 務 大 臣 額 賀 福志郎 殿総 務 大 臣 増 田 寛 也 殿

原爆症認定基準の抜本的改善を早期に求める意見書

八千 で原爆症 原爆投下 人もの被爆者が亡くな \mathcal{O} 認定患者者数は から六十二年経 わずか 2 た てい 現在、 る現状である。 一%にも満たな 原爆被害者は今なお全国に約二十五万人 11 約二千二百人に過ぎず、 お ŋ, 年間に、 そ \mathcal{O} 約 中

を迎えている。 がら不安の がんや白血病などの健康被害で苦しむ被爆者は充分な国の 中での生活を余儀なくされている。 原爆症認定制 度の 保障もなく、 改善は待 つたな 死と向 _き合 しの 時期 11 な

済は人道的、 善に向けた姿勢は見られるものの先行きは未だ不透明であり、 過日、 る集団訴訟では国側の敗訴が続 この事態の解決に 安倍晋三首相は被爆者団体と面会した際に認定基準の見直しを表明するなど、 社会的見地から一刻の猶予も許されるものではな 向 け、 全国 の被爆者が原爆症 いている中、 国は控訴するなど認定を拒み続けている。 \mathcal{O} 認定を求 めて各地の裁 高齢 て 判所に起こし いる被爆者 の救 改 7

記

って、

本区議会は政府に対

左記事項を求めるものである。

訴を取り下げること。 認定基準見直し 被爆者の要求に応えた原爆症認定基準 の — 定の結論が出た後、 \dot{O} 抜本的改善を早期に 国の敗訴が続い 7 1 実現すること。 る認定訴訟のすべ 7 \mathcal{O} 控

右、 地方自治法第九十九条の 規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

內閣総理大臣 福田康夫 殿

厚生労働大臣 舛添要一殿

小 企業の事業承継円滑 化 0 た 8 0 税制改正を求める意見 書

なか進ん い。いいのはいいのであります。 に差し掛か る状況下、 特に 小規模企業にお 1 て、 事業承継が な カコ

にあ と過去最低を記録 ŋ \bigcirc ,規模企業における事業承継の難しさを示している。「を記録した。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する」年版中小企業白書によると、二〇〇六年の企業全体の社長交代率は三・〇 傾 八 向 %

とも言われ、雇用情勢に与える影響も少か企業は後継者の不在が理由となっている。 また、 年間廃業者二十 雇用情勢に与える影響も少なくない。 由となっている。これに伴う雇用の喪失は毎年二十~三十五九万社(二○○一~二○○四年平均)のうち少なくとも四分の _ 万 人の

くための総合的な対策を早急に講じる必要がある。 な要因となって こうした、 中 いる。 小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、 中小企業の雇用や高度な技術を守 n **^** 日 事業承継1 極を円滑にすすめての発展を阻害する1 大 7 いき

平成十 するための 続税を中心とする税制 な制度改正も行われ 事業承継に係る諸課題に -九年度の 枠組みを検討 税制改正大綱に てきたところである。 の問 会及び政府に対し、中でする必要性が明記されます。 題は、 こついて、 においても、今後は、承継当事者・闘 ても、今後の検討課題として事業承継の四継当事者・関係者にとって最大関心事の一ある。しかしながら残された課題のうち、従来から多様な問題提起や議論が行われ、 たところである。 の一つである。 Ħ とりわけ相実際に様々 滑 を支援

を強 本区議会は 国 企業 \mathcal{O} 事業承継円 滑 化 \mathcal{O} た \Diamond に左記事 項

- に て、
- 非 非上上 付続税納税の円滑化を図る合理的な評価制度の構築非上場株式の相続税法上の非上場株式等に係る相続税 な評価制度の構築を図ること。式の相続税法上の評価制度につ式等に係る相続税の減免措置に 9 いつ て、て、て 事業承継円滑化の観点、抜本拡充を図ること。 観点から見直しも 含
- ${\not \succeq}_{\!\!\!\!\!\circ}$ 相続税 るために、 事業承継円 滑化 の観点か ら必要な措置を講じるこ
- するため、税制面 \mathcal{O} い枠組みを給いみならず、 ならず、情に 報面 L 総合的な対策の、金融面、 A策を講じ 法制面、 ること。 経営面など、 事業承継 の円滑化を支援

右、 地方自治法第九十九条 の規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

経済産業大臣 財務 大臣 総議 院議長 甘額福江河 利賀田田野 康五洋 恵 恵 夫 月 平 殿殿殿殿

高齢者の税負担軽減に関する意見書

ない は年々減らされているのに、 少子高齢 のか」等の声も上がるほどである。 かし現状では、 化が進行する中、 とりわけ高齢者から、 どうして税金は何倍も増えるのか」「これは何かの間違いでは 国民 が 納得できる公平公正な税制改正が求められてい 税だけでなく各種保険料の負担増に対し、「年金 る。

十四歳の高齢者医療費の一割から二割への負担増が実施されるなど、高齢者のくらしはい っそう深刻なものになってくる。 さらに、 来年四月には後期高齢者医療制度の創設による新たな保険料の徴収、 七十~七

である。 金控除縮小と老年者控除の廃止を見直し、 よって、 本区議会は政府に対し、 高齢者の税・ 高齢者の税負担 保険料負担が急増した原因である公的年 の軽減をはかるよう求めるもの

地方自治法第九十九条 \mathcal{O} 規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

総務大臣 増田寛也殿内閣総理大臣 福田康夫殿

系務 大 臣 額 賀 福志郎 殿

厚生労働大臣

添

要

殿

障害者自立支援法の改正に関する意見書

る。 利用 ほど、 料 ビス利用を中止したり、 の定率 〇六 利用料負担が重くなり、 年四月に 割負担や食住 施行され 一費の た障害者自立支援法に 抑制せざるをえな 自己負担が導入された。 障害児・ 者の中にはその急激な負担増に耐えら 71 ケー ょ り、 スが 全国でも相次 そのため、 応益負担による福祉 障害が重 1 だところであ け サ れず、 れば重 ビス

所の運営が困難に直面 更に、 施設運営に 9 してい 1 ても、 . る。 障害者の 通 所 日 数に応じた実績払 į, とな 0 たため、 事業

施行特別対策」を実施し、 障害者とその家族、 関係者の声が反映され、 激変緩和措置などを講じることとなった。 国は今年度から 「障害者自立支援法円 滑

ている。 しかし、その後も障害者団体や関係者から、 障害者自立支援法の改善を求める声が 上が 0

の見直し等、 よって、 本区議会は政府に対し、 障害者自立支援法を改正するよう求めるものである。 現行法の定率 割負担や、 施設 \sim \mathcal{O} 報酬支払 1 方式

地方自治法第九十九条の規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

厚生労働大臣 舛添要一殿内閣総理大臣 福田康夫殿

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻である。

部科学省の る二万件を越え(平成十七年度)、各地で深刻ないじめが発生し続けている。いじめを苦にる二万件を越え(平成十七年度)、各地で深刻ないじめが発生し続けている。いじめの発生件数は、報告されているだけでも小・中・高等学校数全体の約二割に当た A」も含めて全国に配布された。 には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの した児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、 「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」 改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文 .けの「いじめ対策Q&でも議論され、今年春

学級に一人の割合)と、学年が上がるこうもに譬り、「して」と七五%(三十六人に一人、一ば、小学校で〇・三二%(三百十七人に一人)、中学校では二・七五%(三十六人に一人、一ば、小学校での書査(平成十七年度)によれ 学級に一人の割合)と、学年が上がるにつれて増加する傾向にある。 一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文科省の調査(平成十七年度)

な施策を可及的速やかに実施すべきである。 いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べてあげるの か。

ため よって、本区議会は政府に対し、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づ 左記の事項について実現を強く要望する。

記

- 、「いじめ」現象が深刻化する中、 ども同士の人間関係、 者機関を設置して学校関係者と、 // 絆 *の回復を図る施策を充実すること。 いじめる側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、子子どもたちを孤独感、疎外感から解放するよう、第三
- 二、NPO法人などによる不登校のためのフリースクールなどを支援・活用し、地域の中 る施策を充実すること。 に子どもが安心できる居場所として、そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みを作
- 三、教員志望の学生等を家庭や学校に派遣するなど、 実施すること。 なることで、 子どもたちに安心感を与え、 子どもたちの 子どものよき話し相手・相談相手と 人間関係修復にも役立 つ制

地方自治法第九十九条の規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

総務大臣増田寛也駅内閣総理大臣福田康夫駅

文部科学大臣 渡海 紀三朗 殿

都営住宅等の新たな整備推進計画の策定を求める意見書

る要望書」を提出した。 特別区議会議長会は、 平成十九年八月二日「平成二十年度東京都の施策及び予算に関す

障害者などが存在し、こうした住民への居住の安定確保が必要であるとしている。 ことや、民間住宅の家賃、入居条件などの問題により、住宅に困窮する低所得者、高齢者、 に即した公営住宅計画に改善し、 その背景は、 その中で注目すべきは 現在の募集形態があき家登録が主であり、 「都営住宅建設整備計画の新たな策定」と題して 公営住宅の建設促進を図られたい。」 募集の高倍率も常態化している としたことである。 「大都市の実情

められている。 よって、 本区議会は東京都に対し、 公営住宅計画の改善、 建設促進を図るよう求めるも

地域住民のセーフティネットの機能向上として、量質ともに兼ね備えた良質な住宅が求

地方自治法第九十九条の規定に基づき、 意見書を提出する。

のである。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

東京都知事 石 原 慎太郎 殿

都市再生機構の整理・合理化に関する意見書

く「整理合理化 中で百一の独立行政法人の全面見直しにより、極力廃止あるいは民営化など三原則に基づ 安倍内閣は六月十九 計画」を本年十二月までに策定することを打ち出した。 日 「経済財政改革の基本方針二〇〇七について」を閣議決定し、

連動して計画作成が進められることになる。 これは、昨年十二月二十五日の規制改革・民間開放推進会議の第三次答申、本年五月三十日 への譲渡・民間への売却・削減等を閣議決定したものであり、 の規制改革会議第一次答申を受け継ぎ、七十七万戸の都市再生機構賃貸住宅の地方公共団体 また、 六月二十二日、 安倍内閣は「規制改革推進のための三か年計画」を閣議決定した。 今後、同機構の全面見直しと

公団住宅は、 構と様々な行革の中で変遷し、居住者は大変な不安を抱えている。住宅都市整備公団が都市基盤整備公団になり、三年しないうちに独立行政法

る都市再生機構法案に対する附帯決議が行われたが、そこでは「居住者の居住の安定」を重こうした居住者の不安を受け止め、国会では二○○三年に衆参両院国土交通委員会におけ人・都市再生機構と様々な行革の中で変遷し、居住者は大変な不安を抱えている。 視して居住者に対する施策が盛り込まれている。

で以上に重要になってくる。 同機構の賃貸住宅は国民の貴重な資産であり、 これからの本格的な高齢社会では、 これま

るものである。 よって、 本区議会は国会及び政府に対し、 左記事項について全力で取り組むよう強く求め

- 祉=住まいは人権」の理念を実現する公共住宅政策の充実に努めること。 都市再生機構の賃貸住宅が引き続き公共住宅としての役割を果たすよう、 「住まい は福
- 住宅の「再生・活用」計画の策定にあたっては、事前に当該自治会及び自治体と話二、都市再生機構の見直し及び規制改革にあたっては居住者の意見を十分反映させ、 合意を得るよう努めること。 事前に当該自治会及び自治体と話し 配し合い 標機構
- 三、安心して住み続けることを切望している居住者の居住の安定を守るために、 る関係決議の趣旨を踏まえること。 国会におけ

地方自治法第九十九条の規定に基づき、 意見書を提出する。

平成十九年十月十二日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

参議院議長 内閣総理大臣 内閣府規制改革担当大臣 冬岸福江河 柴田 田田野 鐵文康五洋 夫 月 平 三雄

殿殿殿殿

国土交通大臣

パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議第三十一回オリンピック競技大会並びに

友好親善と相互理解を深めることにより、平和でより良い世界の確立に貢献する世界最大 の競技大会であり、 オリンピックは、スポーツを通じて世界中の人が感動を分かち合い、交流するとともに、 今やスポーツ界のみならず、 地球上最大のイベントである。

催し、併せて開催されたパラリンピックも、世界中の人々に多くの感動と希望を与えてき第十一回冬季オリンピック札幌大会、一九九八年第十八回冬季オリンピック長野大会を開 我が国はこれまで、一九六四年の第十八回オリンピック東京大会を始め、 一九七二年の

強い意志をアピールする絶好の機会となる。 東京において、約半世紀ぶりにオリンピックを開催することは、 世界の平和を希求する

都民、区民の声に耳を傾け、よりよい方向にしていくことも大切である。 一方、オリンピックの東京招致のあり方については様々な意見があることも事実であり、

られる等、 の発展につながるよう期待するものである。 スポーツ科学センターにアクセスする「十条地区の環境整備」などの本区課題の前進が図 クの一層の発展を願うとともに、「環状鉄道ネットワーク」や国立西が丘サッカー また、東京でのオリンピック及びパラリンピックの開催を通し、本区を含む城北ブロッ民、区民の声に耳を傾じ、よりよりファレー・ト バランスの取れた施設整備や周辺区のインフラ整備に大きく貢献 東京全体

石、決議する

平成十九年十月十二日

東京都北区議会